

枚方市学習環境整備 PFI 事業
事業契約書（案）

平成 19 年 12 月 5 日

枚方市

事業契約書（案）

1. 事業名 枚方市学習環境整備 PFI 事業
2. 履行場所 別紙 1（対象校）記載の市立幼稚園、小学校、中学校
3. 契約期間 自 別途通知による日（本契約効力発生日）
至 平成 33 年 3 月 31 日
4. 契約金額 金 円
5. 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり。
6. 契約保証金 保証金額は、契約金額のうち、設計及び施工期間中については初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 12 以上とし、維持管理運営期間中については全期間の維持管理運営費相当額の総額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 5 以上とします。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事の履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

上記の枚方市学習環境整備 PFI 事業（以下、「本事業」という。）について、発注者（以下、「甲」という。）と PFI 事業者（以下、「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により枚方市学習環境整備 PFI 事業事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は仮契約であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 9 条の規定による枚方市議会の議決を経たときに、本契約となる。

平成 年 月 日

甲 枚方市
代表者 （枚方市長）

乙 (選定事業者)

住所

氏名

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本件契約において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「対象校」とは、別紙1に記載する甲が本事業の対象として指定する枚方市立幼稚園、小学校、中学校をいう。
- (2) 「本事業」とは、第4条に記載する業務により構成される事業をいう。
- (3) 「事業実施場所」とは、対象校の教室、室外の機器施工場所、その他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (4) 「入札説明書」とは、本事業に関し、平成19年12月5日に公表した「枚方市学習環境整備PFI事業入札説明書」をいう。
- (5) 「入札説明書等」とは、入札説明書、対価支払方法、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)及びその他甲が追加で提示する資料をいう。
- (6) 「対価支払方法」とは、入札説明書等に併せて平成19年12月5日に公表した「枚方市学習環境整備PFI事業入札価格の算定及び対価の支払方法」をいう。
- (7) 「要求水準書」とは、入札説明書に併せて平成19年12月5日に公表した「枚方市学習環境整備PFI事業要求水準書」をいう。
- (8) 「入札説明書等への回答」とは、平成19年12月5日に公表された入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲がそれぞれ作成・配布した回答書をいう。
- (9) 「事業者提案書類」とは、乙が本事業への入札参加時に提出した一切の書類をいう。
- (10) 「要求水準」とは、要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、乙が満たすべき最低水準をいう。
- (11) 「提案水準」とは、要求水準を全て満たす事業者提案書類において提案された水準をいう。
- (12) 「不可抗力事由」とは、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、戦争、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止などの自然災害又は人為的な事象であって、甲又は乙の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。
- (13) 「本事業に直接関係する法令」とは、本事業と類似のサービスを提供する空気調和設備の設置・維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、本事業自体に直接課税する税制を創設する法令、消費税率及び地方消費税率を変更する法令も含まれるが、これに該当しない法人税制を変更する法令やその他の税制を変更する法令及び乙に対して一般的に適用される法令を新設したり変更したりする法令は含まれないものとする。
- (14) 「対象設備」とは、対象校において夏季の冷房及び冬季の暖房を行う「空気調和設

備」、並びに、対象校の内、幼稚園を除く小学校、中学校を対象として、植物の蒸散作用による気温上昇抑制・校庭での負傷の軽減・砂塵の飛散防止を目的として校庭を芝生化する「緑のじゅうたん」、校舎の壁面にネットなどの補助器具を設置し、つる性植物を這わせ植物の蒸散作用や日陰を作ることによる気温上昇抑制を行う「緑のカーテン」および各校の学習環境の向上を目的とした「植樹」をいう。

- (15) 「対象設備等」とは、対象設備、対象校に設置済みの空気調和設備（換気設備を除く。以下、「既設設備」という。）及び自家用電気工作物の総称をいう。
- (16) 「自家用電気工作物の保安管理業務」とは電気事業法による、対象校における既設の自家用電気工作物および本事業による新設の自家用電気工作物の保安管理業務をいう。
- (17) 「市の指定する運營業務」とは、空気調和設備の省エネ運用企画支援業務、学校版環境マネジメントシステムに対する支援業務、及び環境学習会等の開催支援業務の3業務で構成される環境学習企画支援等をいう。
- (18) 「空気調和設備」とは、「空調対象室」に施工される空調機器、換気設備、配管設備、ダクト設備及び自動制御設備並びに、これらに伴う電気設備をいう。
- (19) 「空調対象室」とは、本件契約に基づき空気調和設備の設置される教室をいう。
- (20) 「譲渡前確認」とは、甲が乙から各対象設備の所有権の譲渡を受けて供用を開始する前に、各対象設備が提案水準を満たした状態にあることを確認することをいう。
- (21) 「甲の休日」とは、枚方市の休日に関する条例（平成3年3月12日条例第3号）第2条に規定する「市の休日」をいう。
- (22) 「構成企業」とは、乙に出資する企業をいう。
- (23) 「協力企業」とは、構成企業以外で乙から業務を受託し又は請負う企業をいう。
- (24) 「初期費用」とは、対象設備の整備に係わる設計業務、施工業務、工事監理業務、植樹整備業務及びこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税並びに割賦手数料を含む。）をいう。
- (25) 「維持管理運営費」とは、対象設備等に係わる維持管理業務及び市の指定する運營業務並びにこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- (26) 「財務書類」とは、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第1条において、公認会計士の監査を受けなければならないとされている書類及びそれらに対する公認会計士の監査報告書をいう。
- (27) 「融資機関」とは、本事業に関して乙に融資する〔本事業に関して乙に融資する融資機関の名称〕をいう。
- (28) 「事業年度」とは、各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。
- (29) 「上期」とは、各年の4月1日から9月30日までをいう。
- (30) 「下期」とは、各年の10月1日から翌年3月31日までをいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本件契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が、市立の教育施設等を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び甲が対象校の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、対象設備の施工に当たっての事業実施場所についての事前調査業務、対象設備の設計、施工、工事監理、所有権移転及び対象設備等の維持管理（既設の自家用電気工作物（空気調和設備を除く。）の増設、改修、点検等を除く。）の各業務、市の指定する運営業務、並びに、これらに付随し関連する一切の業務により構成される。

(本事業遂行の方針)

第5条 甲及び乙は、本事業を、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に従って遂行しなければならない。

2 乙は、本件契約と前項記載のその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1) 入札説明書等への回答

(2) 入札説明書等

(3) 事業者提案書類

ただし、事業者提案書類において入札説明書等及び入札説明書等への回答により要求された水準よりも高い水準が規定されている事項に関しては、事業者提案書類が優先する。なお、上記(3)の事業者提案書類間における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで優先するものを選択する。

(事業実施場所)

第6条 本事業を実施する場所は、別紙1に記載する対象校の教室、室外の機器施工場

所、その他本事業を実施するに当たって必要となる場所とする。

- 2 対象校の統合整備等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、乙は、甲の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

(契約期間)

第7条 本件契約の期間は、枚方市議会の議決を得て本件契約が本契約としての効力を生じた日から平成33年3月31日までとする。なお、本件契約についての枚方市議会の議決を得たときは、甲は速やかに乙にその旨を通知する。

(事業日程)

第8条 本事業は、別紙2(事業日程表)に従って実施されるものとする。

(乙の資金調達)

第9条 本事業について乙のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、すべて乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行うものとする。

- 2 乙は、本事業に関する資金調達に関して、国等の公的機関からの財政上及び金融上の支援(当該支援以外の乙の資金調達に支障を来たさない範囲のものをいう。以下同じ。)が適用される場合には、活用を検討するものとする。
- 3 甲は、本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、乙が当該支援を受けることができるよう努めるものとする。

(乙が第三者に与えた損害)

第10条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項本文に規定する損害を乙に代わり第三者に賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

第3章 事前調査

(事前調査)

第11条 乙は、自己の責任及び費用において、[調査業務を担当する企業の名称]をして、本件契約締結後、対象設備の設計、事業実施場所における対象設備の施工及び対象設備等の維持管理、市の指定する運営業務、その他、本件契約に規定する業務の実施に必要な次の各号に掲げる事前調査を行わせなければならない。

- (1) 事業実施場所の既存設備の状況
 - (2) 事業実施場所の存する敷地、校舎、空調対象室の状況確認
 - (3) 対象設備の施工が近隣に与える影響（工事用進入路の確保等も含む。）
- 2 乙は、前項に規定する事前調査の他、本事業の実施に必要となると判断する事前調査についても、併せて行うものとする。
 - 3 乙が第1項の事前調査を行うに当たっては、学校教育活動に支障のないよう、[調査業務を担当する企業の名称]をして、その実施日程及び実施方法等について、甲及び対象校と十分協議させ、実施させるものとする。
 - 4 乙が本条第1項及び第2項に規定する調査を行った結果、事業実施場所が対象設備の施工に支障を来たす状態にあることが判明した場合には、甲は、当該支障の除去修復に起因して乙に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、乙は、追加費用の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、この場合に、事業者が、第26条第1項に規定する施工計画書記載の工期又は第46条に規定する供用開始日（以下、総称して「施工計画書記載の工期等」という。）を遵守できないことを理由として、甲に対し、工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第36条第3項の規定に従うものとする。但し、当該支障を来たす状態にあることが、入札前の現地見学において容易に発見できるものである等第1項及び第2項の調査を実施せずとも判明するものである場合は、乙がその費用及び負担において当該支障の除去修復を行う。

（事前調査に関する第三者の使用）

第12条 乙は、前条の事前調査業務を行うに当たって、[調査業務を担当する企業の名称]が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

（事前調査責任）

- 第13条 乙が、第11条に従い[調査業務を担当する企業の名称]をして実施させた調査の不備、誤謬等から発生する一切の責任は乙がこれを負担するものとし、甲は不備、誤謬に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。
- 2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、事前調査業務に関して乙又は[調査業務を担当する企業の名称]が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。
 - 3 乙は、入札説明書等に記載、添付又は引用等されている図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであることを確認し、甲は、これら資料の提供を理由として、本件契約に基づいて乙が行う業務の全部又は一部について何らの責任も負担しないものとする。

第4章 対象設備の設計

(対象設備の設計)

第14条 乙は、本件契約締結後速やかに、法令を遵守のうえ、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に基づき、かつ、前章に規定する事前調査の結果を踏まえ、甲と協議のうえ、[設計業務を担当する企業の名称]をして設計を行わせるものとする。

2 乙は、設計業務の開始時に、別紙3に定める書類を甲に提出する。

3 乙は、既存の建物や設備機器・配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、[設計業務を担当する企業の名称]をして前項所定の設計を行わせなければならない。

4 乙は、[設計業務を担当する企業の名称の名称]をして、甲との間にて、十分協議をさせたうえで、第1項所定の設計を行わせなければならない。

5 乙は、本章に規定する対象設備の設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に対象校と十分に協議し、学校教育活動に支障がないよう留意しなければならない。

(進捗状況の報告)

第15条 乙は、甲に対しては、事業実施場所全体についての対象設備の設計の進捗状況に関し、対象校に対しては、当該対象校に施工される対象設備の設計の進捗状況に関し、それぞれ定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、対象設備の設計の進捗状況に関し、対象校は、当該対象校に施工される対象設備の設計の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。

3 甲及び対象校は、前2項の報告を理由として、対象設備の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(対象設備の設計に関する第三者の使用)

第16条 乙は、対象設備の設計業務を行うに当たって、[設計業務を担当する企業の名称]が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

(設計責任)

第17条 乙は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、対象設備の設計に関する一切の責任(設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。)を負担する。

2 前条の対象設備の設計業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うもの

とし、対象設備の設計業務に関して乙又は[設計業務を担当する企業の名称]が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(設計の完了)

第18条 乙は、対象設備につき対象校単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙3に定める書類等を提出する。

- 2 甲は、別紙3に定める書類等と本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明した場合、速やかに不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正することを求めることができる。
- 3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、対象設備の施工の遅延が見込まれる場合の第46条に規定する対象設備の供用開始日の変更及びその変更による費用等の負担は、第36条第2項、第38条第2項の規定に従うものとする。
- 5 甲は、第1項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと、又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、対象設備の設計及び、施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(甲の請求による設計の変更)

第19条 甲は、必要があると認める場合、別紙3に定める書類等の完成前であると完成後であるとを問わず、乙に対して、第46条に規定する供用開始日の変更を伴わず、かつ事業者提案書類の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、対象設備の設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから14日以内に、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

- 2 甲が、第46条に規定する供用開始日の変更を伴う設計変更又は事業者提案書類の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 第1項又は前項の規定に従い、乙が対象設備の設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変

更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。

- 4 第 1 項又は第 2 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 36 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

第 20 条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、対象設備の設計変更を行うことはできないものとする。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て対象設備の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。
- 3 第 1 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 36 条第 2 項を準用する。

(不可抗力事由による設計変更)

第 21 条 不可抗力事由により、対象設備の設計変更が必要となった場合、乙は、甲の承諾を得て、当該設計変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により、乙が対象設備の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 4 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。
- 3 第 1 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 36 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

(本事業に直接関係する法令の制定又は改正による設計変更等)

第 22 条 本事業に直接関係する法令の制定又は改正(以下「本事業に直接関係する法令改正等」という。)により、対象設備の設計変更が必要となった場合、乙は、甲の承諾を得て、当該設計変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により、乙が、対象設備の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において

負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。

- 3 第 1 項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 36 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

(事由の複合による設計変更)

第 2 3 条 第 19 条から前条までの各条項に規定する事由の全部又は一部が複合してなされた設計変更に起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由毎に、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで前 4 条を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第 5 章 対象設備の施工

第 1 節 総則

(対象設備の施工に関する基本方針)

第 2 4 条 乙は、本章に規定する対象設備の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、学校教育活動に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における別途工事の予定を事前に対象校に確認し、甲又は対象校を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行ったうえ、学校教育に支障がないよう、第 26 条に定める施工計画書及び週間工程表を作成しなければならない。

(対象設備の施工)

第 2 5 条 乙は、[施工業務を担当する企業の名称] をして、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類、別紙 3 に定める各書類等並びに本件契約書添付の別紙 2（事業日程表）及び第 26 条第 1 項に規定する施工計画書に従い、対象設備の施工を行わせなければならない。

- 2 仮設、施工方法その他対象設備の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書類及び別紙 3 に定める各書類等において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任において行うものとする。
- 3 乙は、対象設備の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自動火災報知設備等の既存物の移設が必要となる場合には、甲及び対象校と協議し、甲及び対象校の指示に基づき、これらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、甲及び対象校が、機

能回復等を不要としたものについては、この限りではない。

(施工計画書等)

- 第 26 条 乙は、甲及び対象校と協議のうえ、対象設備の施工の着工前に対象校毎の工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む。）を作成し、甲に対して提出するとともに、別途、対象校に対しても施工計画書を提出するものとする。
- 2 乙は、[施工業務を担当する企業の名称] をして、別途甲との間の協議により定める期限までに、甲及び対象校と協議のうえ、対象校毎に同期限の翌週及び翌々週の週間工程表（施工時間帯の記載を含む。以下同じ。）を作成し、甲に対して提出させるとともに、別途、対象校に対しても、当該対象校における週間工程表を提出させるものとする。
- 3 乙は、[施工業務を担当する企業の名称] をして、第 1 項の工事全体工程表及び前項の週間工程表に従い、対象設備の施工に着手させ、工事を遂行させるものとする。
- 4 乙は、[施工業務を担当する企業の名称] をして、対象設備の施工期間中、工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。
- 5 甲は、乙に対し、施工体制台帳〔建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工台帳をいう。〕の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

(対象設備の施工に関する許認可及び届出等)

- 第 27 条 乙は、対象設備の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任において行う。
- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。
- 3 乙が、第 1 項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

(工事監理者等)

- 第 28 条 乙は、対象設備の施工に着工する前に、自らの費用及び責任により各対象校に工事監理者を配置し、配置後速やかに甲及び対象校に対して当該配置の事実を通知するとともに、工事監理者をして、別紙 3 に定める書類を甲に提出させるものとする。
- 2 前項の工事監理者は、工事監理を行う対象校の対象設備の設計業務及び施工業務を担当した企業であってはならず、また、これら企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならない。
- 3 乙は、各事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させた上、乙を通じ、毎週、工事監理の状況を甲に報告させるとともに、対象校に対し、当該対象

校における工事監理の状況を報告させるものとし、甲又は対象校が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。

- 4 乙は、品質の管理を行うため、甲と協議の上、品質管理チェックリストを作成し、甲の承認を得るとともに、各対象校単位で工事監理業務が完了する毎に、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査の上、その結果を甲に報告するものとする。
- 5 乙は、各対象校単位で対象設備の施工が完了するごとに、当該事業実施場所を監理する工事監理者をして、完成検査を行わせるとともに、甲に対して完成確認報告を行わせるとともに、対象校に対しても、完成確認報告を行わせたいえ、別紙 3 に定める書類を甲に提出させるものとする。
- 6 乙は、事業実施場所の所在する各対象校において、対象設備の施工が完了する都度、対象校単位で、当該対象校の工事監理を担当した者以外の工事監理者の中から検査員を選定し、対象設備の工事検査を行わせるものとする。
- 7 乙は、甲に対し、各対象校において、前項の工事検査を行う 7 日前（当該日が甲の休日にかかる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲及び対象校に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 8 甲及び前項の検査が行われる対象校は、当該工事検査に立会うことができる。
ただし、甲及び対象校は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 9 乙は、甲又は対象校の工事検査への立会いの有無を問わず、甲及び対象校に対して、工事検査の結果を工事検査実施後 1 ヶ月以内に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 10 乙は、入札説明書等及び事業者提案書類に従った適正な工事監理の実施が自らの責務であることを確認し、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行う。

（工事現場の管理等）

第 29 条 乙は、対象設備の施工を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所、設備等について、使用場所毎又は設備等毎に、事前に、甲及び対象校に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、甲及び対象校から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 乙は、甲及び対象校が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所、設備等の管理を行う。

（対象設備の施工に関する第三者の使用）

第 30 条 乙は、対象設備の施工に当たって、[施工業務を担当する企業の名称] が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

(施工責任)

第31条 乙は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、対象設備の施工に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の対象設備の施工に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、対象設備の施工に関して乙又は〔施工業務を担当する企業の名称〕が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(対象設備の施工に伴う近隣対策等)

第32条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞その他対象設備の施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 乙はこの近隣対策の実施について、甲及び実施にかかる事業実施場所の対象校に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第26条第1項に規定する施工計画及び第46条に規定する供用開始日を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、乙に生じた費用（及び対象設備の供用開始日に変更されたことによる費用増加も含む）については、乙が負担するものとする。ただし、乙が、要求水準書を遵守し、かつ合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、乙に生じた合理的な範囲内の追加費用又は損害については、甲が負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

第2節 甲らによる確認

(甲らによる説明要求及び工事現場立会い等)

第33条 甲及び対象校は、随時、対象設備が、別紙3の各書類等、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に従い、施工されていることを確認できるものとする。

この場合、甲及び対象校は、対象設備の施工の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙、〔施工業務を担当する企業の名称〕又は第30条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また施工現場において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

- 2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲又は対象校による確認の実施につき、甲及び対象校に対して最大限の協力を行うものとし、また〔施工業務を

担当する企業の名称] 又は第 30 条に規定する第三者をして、甲及び対象校に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

- 3 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、対象設備の施工状況が別紙 3 の各書類等、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

ただし、直ちに是正を求めなければ、甲に回復し難い損害が生ずると認められる場合には、甲は、乙に対して、直接是正を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

- 4 乙は、対象設備の施工期間中に乙が行う対象設備に関する検査又は試験について、事前に甲及び当該検査又は試験を実施する事業実施場所の対象校に対して通知するものとする。なお、甲及び対象校は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

- 5 乙は、対象設備の施工の進捗状況に関して、適宜甲及び対象校に対して報告を行うものとする。

- 6 甲及び対象校は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、対象設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第 3 4 条 甲は対象校とともに、対象設備が別紙 3 の各書類等に従い、施工されていることを確認するため、対象設備の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

- 2 甲及び対象校は、前項の中間確認の実施を理由として、対象設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

- 3 第 1 項の中間確認の結果、対象設備の施工の状況が別紙 3 の各書類等、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

ただし、直ちに是正を求めなければ、甲に回復し難い損害が生ずると認められる場合には、対象校は、乙に対して、直接是正を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

第 3 節 譲渡前確認

(対象設備の譲渡前確認)

第 3 5 条 甲は、乙から第 28 条第 9 項に規定する報告を受けた後、7 日以内 (7 日目の

日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで。)に、譲渡前確認を実施し、施工された対象設備が、いずれも提案水準の性能を満たしていることを確認するものとする。

- 2 譲渡前確認の結果、対象設備が別紙 3 のうち甲が指定する各書類等、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類の内容に従い施工されている場合には、甲は乙に対し、譲渡前確認済書を交付する。
- 3 甲が、譲渡前確認後 14 日以内(14 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで)に、乙に対し、何らの通知を行わない場合には、乙は譲渡前確認に合格したものとみなすことができる。
- 4 譲渡前確認の結果、対象設備の施工状況が別紙 3 のうち甲が指定する各書類等、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。ただし、直ちに是正を求めなければ、甲に回復し難い損害が生ずると認められる場合には、甲は、乙に対して、直接是正を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から 7 日以内(7 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで)に再度、譲渡前確認を実施するものとする。当該譲渡前確認の結果、対象設備の施工状況がなおも別紙 3 のうち甲が指定する各書類等、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、譲渡前確認が繰り返される場合も同様とする。
- 6 甲は、第 1 項に規定する譲渡前確認を行ったことを理由として、対象設備の施工、対象設備の維持管理、その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、対象設備の維持管理業務が本件契約の規定を満たさなかった場合において、甲が第 1 項に規定する譲渡前確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第 4 節 工期等の変更等

(工期等の変更)

第 36 条 甲が乙に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合、又は乙が甲に対して不可抗力事由若しくは乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲が当該変更の当否を定めるものとする。

- 3 第 1 項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工期又は供用開始日の延長変更による費用等の負担)

第 37 条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、甲は、当該延長変更により乙が負担した追加費用及び乙が被った損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求する。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。
- 3 不可抗力事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 4 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 4 本事業に直接関係する法令改正等により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて負担するものとする。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 前各項に掲げる変更事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害についての甲、乙それぞれの負担金額については、第 23 条を準用して決定する。

(工期又は供用開始日の遅延による費用等の負担)

第 38 条 甲の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合に、これに伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 乙の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合第 46 条の供用開始日に対象設備の供用を開始することができないときは、乙は、第 46 条の供用開始日から実際の供用開始日までの日数に応じ、初期費用相当額から割賦支払分に対する割賦手数料を控除した金額に対する枚方市契約規則第 64 条に規定する割合による違約金を甲に支払うものとし、甲に当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費

用又は損害についても甲に支払わなければならない。

- 3 乙の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合で、第 46 条の供用開始日に対象設備の供用を開始することができるときも、乙は、甲に当該遅延に基づく追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害について甲に支払わなければならない。

(工事の一時中止)

第 39 条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、対象設備の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、対象設備の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、又はその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。但し、対象設備の施工の全部又は一部の一時的中止が必要となった原因が乙の責めに帰すべき事由にある場合にはこの限りではない。
- 3 不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、対象設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合で、甲において必要があると認めるときは、施工計画書記載の工期等を変更することができる。
- 4 不可抗力事由により、対象設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、又はその他乙に損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙 4 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 本事業に直接関係する法令改正等により、対象設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合、又はその他乙に損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 6 第 2 項及び第 3 項に規定する事由が複合して対象設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合の追加費用又は損害についての甲、乙それぞれの負担金額については、第 23 条を準用して決定する。

(危険負担等)

第40条 第46条に規定する供用開始日までに対象設備の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力事由により滅失し、又は毀損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙4に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 前項の場合、本件契約の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第72条に従い本件契約を解除するものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において対象設備を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りではない。

(2) 前号の場合以外の毀損の場合には、乙は対象設備を設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として引渡し期限の延長を認めるものとする。

(3) 前2号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

(対象設備の瑕疵担保責任)

第41条 甲が、空気調和設備については、引渡しを受けた日から13年が経過するまでの間に、また、緑のじゅうたん及び緑のカーテンについては引渡しを受けた日から1年が経過するまでの間に、瑕疵を発見したときには、乙は、[施工業務を担当する企業の名称]をして、当該瑕疵を補修(交換を含む。以下、本条において同じ。)させるものとする。ただし、当該瑕疵が甲又は教職員、児童、父兄などの対象校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、甲が、当該瑕疵の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、当該瑕疵補修義務を免れることができるものとする。

2 乙が、前項に基づいて負担する瑕疵補修義務又は補修費用相当額の支払いを履行しない場合、甲は、支払われる対価の全部又は一部を減額又は控除のうえ支払うものとし、減額又は控除の方法等は、第60条第7項、同第8項、第66条を準用する。

3 第1項において、乙が瑕疵補修義務を負うにもかかわらず、[施工業務を担当する企業の名称]をして瑕疵の補修をさせることができない場合、乙は、甲の事前の承諾を得たうえで、第三者をして当該瑕疵を補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら瑕疵を補修することができるものとする。

4 乙は、甲が、当該瑕疵に起因して被った一切の損害(前項ただし書の規定に基づき甲

が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。)を賠償しなければならない。

- 5 第3項ただし書の規定に基づき甲が自ら瑕疵を補修した場合、乙は当該補修部分については、甲による補修以後の瑕疵担保責任を負わないものとする。
- 6 甲は、対象設備の瑕疵を発見した場合には、乙がかかる瑕疵の存在を知っている場合を除き、遅滞なく乙に通知するものとする。

(工事による瑕疵補修責任)

第42条 対象設備の施工又は第57条第1項に基づき乙が行った対象設備の移設等により、事業実施場所、対象校の建物その他の施設、又は移設にかかる対象設備に瑕疵が生じたときには、甲は、乙に対し、[施工業務を担当する企業の名称] をして、当該瑕疵を補修させるよう、請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該毀損又は不具合が甲又は教職員、児童、父兄などの対象校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、当該瑕疵が重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を請求することができない。

- 2 前項の規定による補修又は損害賠償の請求は、対象設備の引渡しの日から1年以内(瑕疵が移設業務に基づいて生じたものである場合には、移設の完了日から1年以内)に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年間とする。
- 3 乙が、第1項に基づき、瑕疵、補修義務を負うにもかかわらず、[施工業務を担当する企業の名称] をして補修させることができない場合には、甲の事前の承諾を得たうえで、第三者をして当該瑕疵を補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら当該瑕疵を補修することができるものとする。
- 4 乙は、甲が当該瑕疵に起因して被った一切の損害(前項ただし書きに基づき甲が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対する報酬及び費用相当額を含む。)を賠償しなければならない。
- 5 第3項ただし書きに基づき甲が自ら当該瑕疵を補修した場合、乙は当該補修部分については、甲による補修以後の瑕疵担保責任を負わないものとする。
- 6 乙は、[施工業務を担当する企業の名称] をして、甲に対し本条による瑕疵の補修及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書を[施工業務を担当する企業の名称] から徴求し甲に差し入れるものとする。当該保証書の様式は、別紙13に規定する様式による。

第5節 契約保証金等

(契約保証金等)

第 4 3 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、契約金額のうち、設計及び施工期間中については初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 12 以上とし、維持管理運営期間中については全期間の維持管理運営費相当額の総額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 5 以上とする。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 甲は、初期費用相当額対応分については対象設備すべての引渡し完了した場合又は本件契約が対象設備すべての引渡し完了する前に解除された場合に、維持管理運営費相当額対応分については本件契約が契約期間の満了により終了した場合又は本件契約が解除された場合に、乙からの返還請求書の提出を受けて、同請求書受領の日から 30 日以内(当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日まで)に、乙に対し、第 1 項各号に掲げる保証(以下「契約保証金等」という。)を返還する。ただし、返還時点までに、乙が甲に対し、本件契約に基づいて、損害賠償等の金員の支払債務を負担する場合には、甲は、随時、契約保証金等を当該乙の債務に充当することができるものとする。

5 契約保証金券等には利息を付さない。

第 6 章 対象設備の引渡し及び所有権の移転等

第 1 節 操作方法等の説明の実施

(操作方法等の説明の実施)

第44条 乙は、甲、対象校及び乙が協議のうえ定める日程の下に、乙の責任及び費用により、利用する対象校の教職員を対象に、対象設備の使用、利用のための操作方法等について十分な説明、指導を実施する。

第2節 対象設備の引渡し及び所有権の移転

(対象設備の引渡し)

第45条 乙は、甲から、第35条第2項の規定に基づく譲渡前確認済書の交付を受けた対象校に関しては、甲に対し、第86条に規定する別紙12の1及び2記載の保険契約に基づく保険証券の写し及び対象設備の別紙3に定める書類等を提出したうえ、対象設備を各事業実施場所において、甲に引き渡すものとする。

2 前項に定める引渡し時に、甲は、当該引渡しに係る対象設備の所有権を取得するものとし、その際、甲は、各対象校の立会いのもと、乙との間で、各対象校単位で、対象設備の引渡確認書を取り交わす。

(対象設備の引渡し日及び供用開始日)

第46条 各対象校における対象設備の引渡し日及び供用開始日は、別紙2(事業日程表)に定めるとおりとする。

第7章 対象設備の維持管理及び市の指定する運営

第1節 総則

(対象設備の維持管理及び市の指定する運営に関する基本方針)

第47条 乙は、本章に規定する対象設備等の維持管理業務(以下、自家用電気工作物の保安管理業務を含む。)及び市の指定する運営業務並びにこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に対象校と十分に協議し、学校教育活動に支障がないようにしなければならない。

(対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務)

第48条 乙は、〔対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務を担当する企業の名称〕をして、第46条に規定する供用開始日から本件契約が終了するまでの間、対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務を、本件契約、別紙5に規定する年間事業計画書、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に従って実

施させなければならない。ただし、対象設備等の維持管理業務のうち自家用電気工作物の保安管理業務については、乙は、[自家用電気工作物の保安管理業務を担当する企業の名称]をして、乙の責任において、別紙 14 に規定する内容に従って実施させなければならない。

- 2 甲又は乙が、合理的な理由（性能水準の向上を含む）に基づき提案内容又は提案水準を変更することを相手方に対し請求した場合において、甲及び乙が合意したときは、これを変更することができる。
- 3 乙が、やむを得ない事由により、提案内容及び提案水準を満たすことができない場合又は継続して提案内容及び提案水準を満たす維持管理業務若しくは市の指定する運営業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は、甲に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について甲と協議しなければならない。
- 4 前項の甲及び乙の協議の結果、乙が報告した内容が合理的であると甲が認めた場合には、甲は、提案内容及び提案水準の変更を認めるものとする。

（業務の概容）

第 49 条 乙は、対象設備等の維持管理業務として、主に次のことを実施する。

- (1) 空気調和設備及び既設設備について、使用可能な状態を保つこと。空気調和設備及び既設設備のための保安管理業務を含む。
 - (2) 緑のじゅうたんについて、使用可能な状態を保つための点検、補修（化学肥料散布、芝生の刈込み、処分、エアレーション、目土散布や補修芝生張り等を含む。）指導、報告を行うこと。
 - (3) 緑のカーテンについて、使用可能な状態を保つための点検、補修（ネット高所の維持管理作業等）指導、報告を行うこと。
- 2 乙は、市の指定する運営業務として、甲が定める日数（年間 100 日程度を基本とし、学校行事等を考慮して変動させる。）に、甲や学校園へ巡回して、主に次のことを実施する。
- (1) 学校園における空気調和設備の省エネ運用を企画し、支援すること。
 - (2) 甲の学校版環境マネジメントシステムを熟知したうえで、環境に関わる全国の先進事例等を甲及び学校長へ定期的に提供のうえ、同システムの企画に助言する等の支援を行うこと。
 - (3) 毎年、教職員を対象に環境に関する講演会や学習会を開催するに際し、甲の求めに応じ、資料等の作成支援や講師の紹介等を行うこと。

（年間事業計画書等の提出）

第 50 条 乙は、別紙 5 に規定する年間事業計画書及び年間収支予算を作成し、甲に提出し、毎事業年度開始 1 か月前までに、甲の確認を得なければならない。

2 甲は、前項の確認を行った結果、学校教育活動に影響があると判断する場合には、乙に対し、年間事業計画の変更を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

3 甲は、第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

ただし、甲の請求により、乙が提案水準を超えて年間事業計画書の変更を行った場合で、かつ乙に追加費用が生じた場合には、甲は当該追加費用を合理的な範囲内において負担するものとする。

(報告書等の作成)

第 5 1 条 乙は、毎年度、上期及び下期の各満了日後に、本章に定める維持管理業務及び市の指定する運営業務の状況を正確に反映した別紙 6 に規定する様式の半期報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、別紙 7 に規定する様式の年間報告書を作成し、公認会計士の監査済財務書類とともに毎事業年度の最終日より 3 か月以内に、甲に提出するものとする。

なお、甲は、当該監査報告及び年間業務報告書を公開することができるものとする。

3 乙は、提案時の事業計画と各期の事業実績を比較した内容を財務書類に記載するものとし、甲は、この内容につき乙から説明を受けることができるものとする。

(対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務に関する第三者の使用)

第 5 2 条 乙は、対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務を行うに当たって、[維持管理業務及び運営業務を担当する企業の名称]が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

(維持管理運営責任)

第 5 3 条 乙は、本件契約に別段の定めがある場合を除き、対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務に関する一切の責任を負担する。

2 前条の維持管理業務及び運営業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務に関して乙、[維持管理業務及び運営業務を担当する企業の名称]又は[自家用電気工作物の保安管理業務を担当する企業の名称]が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

第2節 対象設備の修繕及び代替品の調達

(対象設備の修繕及び代替品の調達)

第54条 乙は、甲又は対象校から対象設備の故障又は修繕の必要性等の連絡を受けた場合には、直ちに(遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに)該当箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

- 2 乙は、前項の調査結果を、速やかに甲及び当該対象校に報告したうえで、直ちに修繕等の対応策を講ずる。
- 3 第1項の調査の結果、該当対象設備を継続して使用することが困難である場合には、乙は甲の承諾を得て、直ちに代替品を調達の上、施工し、その所有権を甲に移転させるものとする。この場合においては、第3章、第4章及び第5章並びに第44条の規定を準用する。
- 4 第2項の修繕及び前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号及び第3号の場合、乙は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求する。
 - (1) 第1項の故障又は修繕の必要性等が生じた原因が甲側の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲の負担とする。なお、既設設備に関しては、(2)号及び(3)号に該当する場合を除き、本号を適用し、甲の負担とする。
 - (2) 第1項の故障又は修繕の必要性等が生じた原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙の負担とする。なお、乙が施工した空気調和設備が、乙が年度ごとに定め保証した当該設備に関する性能基準を満たさない場合は、(1)号及び(3)号に該当する場合を除き、本号を適用し、乙の負担とする。
 - (3) 第1項の故障又は修繕の必要性等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合、甲及び乙は、別紙4に規定する負担割合に従い負担する。但し、既設設備の場合は、甲の負担とする。

第3節 対象設備の使用に関する指導等

(対象設備の取り扱い又は操作方法等の指導)

第55条 乙は、対象設備の供用開始後において、甲又は対象校から対象設備の取り扱い方法又は操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び指導を行う。

(対象設備の取り扱い等の変更時における指導)

第56条 乙は、第54条第3項に基づいて施工される対象設備の操作方法又は取り扱い方法の変更等により、対象設備の使用について、指導する必要がある場合には、直ち

に甲及び対象校に対し、適切な説明及び指導を行う。

第8章 対象校の統合等に伴う対象設備の移設等業務

(対象校の統合整備等に伴う対象設備の移設等業務)

- 第57条 対象校の統合整備等により、本件契約に規定する事業実施場所において対象設備の使用が不要となる場合において、甲が、対象設備を当該対象校又は別の対象校等に移設・整備することを決定した場合、乙は、甲の指示に基づき、当該対象設備を当該対象校又は別の対象校等に移設・整備し、供用可能な状態に置くものとする。
- 2 本件契約に規定する事業実施場所において、甲が、対象設備の増設または改修等を行うことを決定した場合、乙は、甲の指示に基づき、対象設備の増設または改修等を行うものとする。
- 3 第5章の規定は、前2項に準用する。
- 4 甲は、前3項の実施の6ヶ月前までに、前3項の決定を、乙に通知するものとする。
- 5 甲が第1項の移設を不要と判断する対象設備については、第70条に基づき一部解除されるものとする。

(移設等にかかる費用の負担)

- 第58条 甲は、第57条にかかる費用を、第10章の各規定に基づいて乙に支払う対価とは別に負担するものとする。この場合の費用の支払方法については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 2 第57条に伴って、新たな設備又は備品が必要となる場合には、甲は、これにかかる費用を、第10章の各規定に基づいて乙に支払う対価とは別に負担するものとし、これらの所有権は甲に帰属するものとする。

(移設等に伴う対価の見直し)

- 第59条 第57条に基づく対象設備の移設等に伴い、第7章規定の対象設備等の維持管理業務の内容が変更になったことに伴う対価の見直し方法については、変更内容に応じて甲乙協議して定めるものとする。

第9章 モニタリング

(モニタリング)

- 第60条 甲は、乙に対して事前に通知したうえで、対象設備の性能及び第7章に規定する対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運營業務について、提案内容及び提案水準を確保するために、別紙8のとおり、モニタリングを行うものとする。

- 2 前項に規定するほか、甲は、必要と認める場合には、乙に対して事前に通知したうえで、随時、提案内容及び提案水準を確保するために、モニタリングを行うことができる。
- 3 乙は、甲が前 2 項のモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。当該協力を要した費用は乙が負担するものとする。
- 4 乙は、自己の費用負担において、対象設備の性能又は乙の維持管理業務及び市の指定する運営業務の状況が、提案内容及び提案水準を確保しているか否かを確認することができる。ただし、乙は、学校教育活動の妨げにならないよう、十分に配慮しなければならない。
- 5 本条に基づくモニタリングの結果、対象設備の性能又は乙の維持管理業務及び市の指定する運営業務について、提案内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は乙に対し、是正（交換を含む。以下、本条において同じ。）を指示するものとする。この場合、乙は、甲に対し、別紙 8 に従い、対応のうえ、第 51 条第 1 項に規定する半期報告書においてかかる指示に対する対応状況を報告しなければならない。

ただし、対象設備の性能が、提案内容又は提案水準を客観的に満たしていない場合において、甲が、是正に代えて提案内容又は提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、是正義務を免れることができるものとする。
- 6 甲は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、対象設備の性能及び第 7 章に規定する対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 7 甲は、別紙 8 に規定する方法に従い、第 10 章に規定する支払われる対価の全部又は一部について減額を行うことができる。
- 8 乙が、第 5 項ただし書に基づき、提案内容又は提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額の支払い義務を負うにもかかわらず、乙がこれを履行しない場合、甲は、支払われる対価を、維持管理運営費、初期費用の順に、これらに相当する額の中から、提案内容又は提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額に満つるまで控除できるものとする。

第 10 章 対価の支払い

（初期費用相当額の支払い）

第 61 条 甲は、第 3 章、第 4 章、第 5 章及び第 6 章に規定する対象設備の設計・施工等の業務に対する対価を第 65 条に規定する手続きに従って、別紙 9 のとおり支払う。ただし、対象設備の供用開始日が遅延した場合は、各年度の支払額について見直しを行う。

(維持管理運営費相当額の支払い)

第62条 甲は、第7章規定の対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務に対する対価を、第65条に規定する手続きに従って、別紙9のとおりに支払う。

(初期費用相当額の決定)

第63条 第61条に規定する初期費用相当額のうち割賦手数料は別紙10に定める算定方法に従って決定されるものとする。

(維持管理運営費相当額の変更)

第64条 第62条に規定する維持管理運営費相当額は物価変動に応じて、別紙11に定める算定方法に従って変更されるものとする。

(対価の支払方法)

第65条 乙は、第61条に規定する初期費用相当額のうち一括支払部分並びにこれに対する消費税及び地方消費税の支払いを受けるに当たり、甲の指定する様式の請求書を平成21年3月31日までに提出するものとする。甲は、乙から請求書を受領後30日以内に、別紙9に従って当該金員を支払う。ただし、請求書受領日の30日後が甲の休日に当たるときは、その直前の甲の開庁日を支払い期日とする。

2 乙は、第61条の初期費用相当額のうち一括支払分を除く部分(割賦元本分及びこれに対する消費税及び地方消費税、割賦手数料分の合計)の当該年度分の支払いを受けるに当たり、甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、甲は、乙から当該年度終了後7日以内に当該請求書の提出を受けることを条件として、請求書受領後30日以内に別紙9に従って当該金員を各々支払う。ただし、請求書受領日の30日後が甲の休日に当たるときは、その直前の甲の開庁日を支払い期日とする。

3 乙は、第62条の維持管理運営費相当額の支払いを受けるに当たり、別紙7の年間業務報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から14日以内に乙の業務内容を確認し、乙に対して業務確認の結果を通知するものとする。

4 乙は、前項の年間業務報告書に関する業務確認の結果についての甲の合格通知を受領した場合、当該合格通知に従い当該通知の受領日から7日以内に第62条に規定する当該年度分の維持管理運営費相当額に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内に乙に対して請求にかかる維持管理運営費相当額を別紙9に従って支払うものとする。この場合において定まる支払期日が甲の休日に該当する場合の支払日については第2項ただし書記載のとおりとする。

5 乙は、別紙7の年間業務報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む14日以内に、甲が第3項の業務確認の結果の通知を行わなかった場合には、第5項の請求書を甲に対し

て提出できるものとする。

(モニタリングによる対価の減額)

第66条 甲が第60条に基づき行ったモニタリングにより、対象設備の性能、又は第7章に規定する事業実施場所における対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務について、事業者提案書類に記載されている内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して支払う対価を、第60条第7項、第8項の規定に従って減額又は控除することができる。

- 2 前項の場合、甲は前条第4項の業務確認の結果の通知に際して減額の根拠となる事項及び第62条の対価のうち支払いを留保する金額について乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲から通知を受けた後7日以内(7日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直前の甲の開庁日まで)に、本章に規定する対価のうち、前項により支払留保を通知された部分を除くその余の対価の支払いに係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内(30日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直前の甲の開庁日まで。)に乙に対して請求にかかる対価を支払うものとする。
- 4 甲及び乙は、第60条第7項又は第8項の規定に従って、減額又は控除されるべき対価の金額について協議するものとし、その結果に従って以下のとおり精算を行うものとする。
 - (1) 協議の結果決定された減額金額が前項の支払留保額を下回る場合には、乙はその差額に相当する請求書を甲に対し提出するものとし、甲は当該請求書を受領した日から30日以内(30日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直前の甲の開庁日まで。)に乙に対して請求にかかる金員を支払う。
 - (2) 協議の結果決定された減額金額が前項の支払留保額を上回る場合には、乙は、甲に対し、減額決定の日から30日以内(30日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直前の甲の開庁日まで。)にその差額を支払う。ただし、乙の支払前に次の対価支払日が到来した場合には、甲は次回に支払われるべき対価から上記差額を差引くことができるものとする。
 - (3) 協議が調わない場合には、甲が減額金額を決定するものとし、その結果に従って前2号の例により精算するものとする。

(対価の返還)

第67条 第51条第1項に規定する半期報告書、同条第2項年間業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第11章 契約の終了

(甲による契約解除)

第68条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払の停止があったとき、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき若しくはこれらの申立てが第三者によりなされたとき、清算手続が開始したとき、又は任意整理の手続に着手したとき。
 - (3) 乙が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (4) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき、又は、公租公課を滞納して、督促を受けて1か月以上滞納金の支払しないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
 - (5) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間(乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間)以上本事業を行わなかったとき。
 - (6) 乙の責めに帰すべき理由により、本件契約の履行が不能となったとき。
 - (7) 乙の信用状態が著しく悪化したとき、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に対象設備が完成せず、かつ、工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
 - (3) 乙が、第60条第5項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき、又は、別紙8「2」「(2)」「 」に規定する事由が生じたとき。
 - (4) 乙が、第51条第1項に規定する半期報告書、同条第2項に規定する年間業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第67条に定める対価の返還を行わなかったとき。
 - (5) その他、乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 甲は、乙の構成企業がこの契約に関して次の各号のいずれかの事由に該当した場合、

本件契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙の構成企業に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定による排除措置命令の確定若しくは第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙の構成企業に違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 50 条第 5 項の規定により、確定したとき。
- (3) 乙の構成企業が、公正取引委員会が乙の構成企業に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
- (4) 乙の構成企業（乙の構成企業が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

4 対象設備が甲に引き渡された後に前 3 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、全ての対象設備が、提案水準どおりの性能を維持している場合
甲は乙に対し、解除時における初期費用相当額の残額を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。
甲は、未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。
乙は、甲に対し、解除に伴う損害金として、解除時における維持管理運営費の 1 年分相当額に 100 分の 10 を乗じた額を支払うものとする。
- (2) 解除時に、一部の対象設備が、提案水準どおりの性能を維持していない場合
甲は、乙に対し、提案水準どおりの性能が維持されている対象設備については、解除時における初期費用相当額の残額を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。
甲は、解除時において、提案水準どおりの性能が維持されていない対象設備については、乙が、当該対象設備を提案水準どおりの性能に補修（交換を含む。以下、本条において同じ。）するまで、当該対象設備にかかる解除時における初期費用相当額の残額の支払いを留保する。ただし、甲が、当該対象設備の提案水準どおりの性能への補修に代えて、提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、甲は、乙に対し、提案水準どおりの性能が維持されていない対象設備についての解除時における初期費用相当額の残額から提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額を控除した金員を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。

甲は、未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

乙は、甲に対し、解除に伴う損害金として、解除時における維持管理運営費の1年分相当額に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

5 対象設備が甲に引き渡された後に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった対象設備が、全て提案水準どおりの性能を維持している場合

甲は、乙に対し、一部解除の対象となった対象設備の初期費用相当額についても、解除の対象とならない初期費用相当額と同様に、第61条に規定する当初の支払方法に従って支払う。

甲は、一部解除の対象となった対象設備等に関する未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

乙は、甲に対し、解除に伴う損害金として、解除対象の対象設備等の解除時における維持管理運営費の1年分相当額に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった対象設備の一部が、提案水準どおりの性能を維持していない場合

甲は、乙に対し、解除の対象となった対象設備のうち、提案水準どおりの性能を維持できている対象設備については、解除時における初期費用相当額の残額を第61条に規定する支払方法に従って支払う。

解除の対象となった対象設備のうち、提案水準どおりの性能が維持されていない対象設備については、第4項(2)号を準用する。

甲は、一部解除の対象となった対象設備等に関する未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

乙は、甲に対し、解除に伴う損害金として、解除対象の対象設備等の解除時における維持管理運営費の1年分相当額に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

甲は、解除対象とならない対象設備の初期費用相当額については、第10章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

6 対象設備が甲に引き渡される前に第1項、第2項の規定により全部又は一部が解除され、又は第3項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、契約金額のうち初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額に100分の10を乗じた額を支払うものとする。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第43条の契約保証金又は担保を、当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。

7 対象設備が甲に引き渡される前に第1項、第2項の規定により全部又は一部が解除され、又は第3項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合に、甲が乙に対し事業実

施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。また、この場合も、乙は甲に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、甲は、乙の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、甲の乙に対して有する第 6 項所定の違約金の請求権等の請求権を自働債権として、対当額で相殺することができる。

- 8 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の額を上回る場合は、その差額を支払わなければならない。

(乙による契約解除)

第 69 条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。この場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ枚方市契約規則第 64 条に規定する割合で計算した額を乙に対して遅延損害金として支払う。

- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。
- 3 対象設備が甲に引き渡された後に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、全ての対象設備が、提案水準どおりの性能を維持している場合

甲は乙に対し、解除時における初期費用相当額の残額を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。

甲は、未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を賠償する。

(2) 解除時に、一部の対象設備が、提案水準どおりの性能を維持していない場合

甲は、乙に対し、提案水準どおりの性能が維持されている対象設備については、解除時における初期費用相当額の残額を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。

甲は、解除時において、提案水準どおりの性能が維持されていない対象設備については、乙が、当該対象設備を提案水準どおりの性能に補修（交換を含む。以下、本条において同じ。）するまで、当該対象設備にかかる解除時における初期費用相当額の残額の支払いを留保する。ただし、甲が、当該対象設備の提案水準どおりの性

能への補修に代えて、提案水準を満たす状態にするために要する費用相当額の支払いを認めた場合で、乙がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、甲は、乙に対し、提案水準どおりの性能が維持されていない対象設備についての解除時における初期費用相当額の残額から提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額を控除した金員を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。

甲は、未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を賠償する。

4 対象設備が甲に引き渡された後に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった対象設備が、すべて提案水準どおりの性能を維持している場合

甲は、乙に対し、一部解除の対象となった対象設備の初期費用相当額についても、解除の対象とならない初期費用相当額と同様に、第 61 条に規定する当初の支払方法に従って支払う。

甲は、一部解除の対象となった対象設備等に関する未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を賠償する。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった対象設備の一部が、提案水準どおりの性能を維持していない場合

甲は、乙に対し、解除の対象となった対象設備のうち、提案水準どおりの性能を維持できている対象設備については、解除時における初期費用相当額の残額を第 61 条に規定する支払方法に従って支払う。

解除の対象となった対象設備のうち、提案水準どおりの性能が維持されていない対象設備については、第 3 項(2) 号を準用する。

甲は、一部解除の対象となった対象設備等に関する未履行部分の維持管理運営費相当額の支払いを免れる。

甲は、乙に対し、本件契約の一部解除により乙が被った損害を賠償する。

甲は、解除対象とならない対象設備の初期費用相当額については、第 10 章に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

5 対象設備が甲に引き渡される前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、本件契約の解除により乙が被った損害を賠償する。

6 対象設備が甲に引き渡される前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のま

ま、甲に返還する。この場合、甲は、乙に対し、対象設備の出来高に応じた初期費用相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、本件契約の解除により乙が被った損害を賠償する。

(対象校の統合整備に伴う一部解除)

第70条 第57条に基づき、対象設備等が別の対象校等に移設されない場合には、当該移設されない対象設備等に関する契約は一部解除されるものとする。

2 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は乙に対し、解除の対象となった対象設備の初期費用相当額についても第61条に規定する支払方法に従って支払う。ただし、解除の対象となった対象設備のうち、解除時において、提案内容又は提案水準どおりの性能を維持していない対象設備がある場合、当該対象設備については、第69条第3項(2)号を準用する。
- (2) 甲は、解除の対象となった対象設備等についての解除後における維持管理運営費相当額の支払額、支払方法については、甲及び乙が別途協議のうえ、定めるものとする。

(任意解除権の留保)

第71条 甲は、理由の如何を問わず、180日以上前に乙に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。ただし、既に対象設備が引渡し済みであるときは、甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、第61条の規定に基づく初期費用相当額と第62条の規定に基づく維持管理運営費のうち履行済みの維持管理運営業務に相当する維持管理運営費を解除前の支払いスケジュールどおりに支払うものとする。

- 2 前項の規定により甲が本件契約を解除した場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償するものとする。
- 3 本件契約が、対象設備が甲に引き渡される前に、第1項の規定により解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を賠償する。
- 4 本件契約が、対象設備が甲に引き渡される前に、第1項の規定により解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときには、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、甲は、乙に対し、対象設備の出来高に応じた初期費用相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うものとし、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償するものとする。

(不可抗力事由に基づく解除)

第 7 2 条 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 2 甲は、不可抗力事由により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本件契約を変更し又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に甲に対し対象設備が引渡し済みである場合には、既に甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができず、甲は、対象設備等の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又は毀損した場合であっても、乙に対し、第 61 条の規定に基づく初期費用相当額及び第 62 条の規定に基づく維持管理運営費のうち履行済みの維持管理運営業務に相当する維持管理運営費を解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
- 4 本件契約が、対象設備が甲に引渡された後に第 2 項の規定により解除された場合、甲は、第 62 条の規定に基づく維持管理運営費相当額のうち未履行部分にかかる維持管理運営業務に相当する維持管理運営費の支払義務を免れる。
- 5 本件契約が、対象設備が甲に引渡された後に第 2 項の規定により一部解除された場合、甲は、第 62 条の規定に基づく維持管理運営費のうち解除された割合に相当する未履行の維持管理運営費の支払義務を免れる。
- 6 本件契約が、対象設備が甲に引渡される前に、第 2 項の規定により解除された場合、甲が乙に対し事業実施場所を解除時における現状で引渡すよう求めたときは、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還し、甲は、乙に対し、対象設備の出来高に応じた初期費用相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。

(本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合等の解除)

第 7 3 条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令改正等がされた場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不能となったときは、甲及び乙は協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。

(対象設備の本件契約終了時の状態)

第 7 4 条 契約期間の満了により本件契約が終了した場合、又は対象設備の供用開始日以後契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、当該終了時に対応する経過年数における性能として提案した水準が保たれていない対象設備があるときは、乙は、当該対象設備を当該提案水準に補修（交換を含む。以下、本条において同じ。）して、甲に引き継がなければならない。ただし、甲が、当該対象設備の提案水準どおりの性能への補修に代えて、提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額の支払いを認めた場合、乙

はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとし、甲は、本件契約終了時に、乙に支払うべき対価がある場合には、その対価から、提案水準を満たす状態にするに要する費用相当額を控除し、その残額を当初の支払いスケジュールに従って支払うものとする。

- 2 対象設備の供用開始日以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第 69 条に基づくものであって、甲の債務不履行により対象設備について前項に規定する水準が保てなかったときは、乙は当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、甲の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。
- 3 対象設備の供用開始日以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第 72 条に基づくものであって、かつ対象設備の滅失又は毀損を伴うものである場合には、乙は、当該対象設備を、契約期間満了までは稼働可能な状態を限度として甲が定める状態にまで滅失、毀損部分を補修した状態で甲に引き継ぐことで足りるものとする。但し、甲が現状のままの引継ぎで足りると認める場合は、乙は対象設備の補修を要しないものとする。
- 4 前項の場合において、当該滅失又は毀損を補修するために要する追加費用については、別紙 4 に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、当該追加費用の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 5 本件契約終了後、甲が対象設備の引継ぎを受けた時点において、甲は、対象設備の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり義務を履行するものとする。

第 12 章 不可抗力・法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力による契約内容の変更)

第 75 条 甲及び乙は、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、不可抗力により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方当事者に生じる損害が最小限となるように義務内容の変更を行うものとする。

(法令改正等による契約内容の変更)

第 76 条 甲及び乙は、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなけれ

ばならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、法令等に適合しなくなった業務について、いずれも相手方当事者に発生する損害が最小限となるように義務内容の変更を行うものとする。

(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)

第77条 不可抗力事由によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙4に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、当該追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(法令改正等による追加費用又は損害の負担)

第78条 本事業に直接関係する法令改正等によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、これを負担するものとする。この場合、乙は、当該追加費用又は損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 本事業に直接関係する法令改正等及び不可抗力事由が複合して、甲又は乙に追加費用又は損害が生じた場合、甲又は乙それぞれの追加費用又は損害の負担は、第23条を準用して決定する。

第13章 その他

(甲の意見、判断に従った処理)

第79条 本件契約において、甲と対象校の意見、判断又は指示が異なる場合には、乙は、甲の意見、判断又は指示に従えば足りるものとする。

(協議等)

第80条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 甲と乙が前項に基づき協議を行った場合には、乙はその協議録を作成、保管するものとし、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

(公租公課の負担)

第 8 1 条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲は、第 61 条、及び第 62 条に定める対価に対する消費税及び地方消費税（各支払い時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

(契約上の地位等の譲渡)

第 8 2 条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 乙は、甲に事前に書面で承諾を得なければ、乙の組織、代表者、役員若しくは株主等の変更又は合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。
- 3 本件契約が契約期間中に終了し、甲が引き続き対価等の支払をする場合において、乙を存続させておくことができない事情が発生したときは、甲は、それを拒む合理的理由がない限り、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主、又は融資機関に譲渡することを承諾するものとする。

(秘密保持)

第 8 3 条 本件契約における「本件契約上の秘密」とは、甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの、及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの、及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除くこととする。

- 2 甲及び乙は、本件契約上の秘密を第三者に漏洩し、本件契約上の秘密が記載された文書及び本件契約上の秘密が記録された電磁的記録（以下「本件秘密文書等」という。）を滅失、毀損若しくは改ざんし、又は本件契約上の秘密及び本件秘密文書等を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、枚方市情報公開条例（平成 9 年 12 月 15 日条例第 23 号）上、例外的に非公開とすることができるとされていると甲が明らかに判断できる情報以外の情報については、これを公開することができるものとする。ただし、乙において非公開とされるべき情報があると思慮するときは、乙は甲に対して、枚方市情報公開条例の条文及び運用に即して、非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に再考を求めることができるものとする。

- 4 甲及び乙は、本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（第12条、第16条、第30条、第41条第3項、第42条第3項、第52条、第54条第3項又は第57条第3項により本件契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。）に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失、毀損若しくは改ざんさせ、又は本件契約上の秘密若しくは本件秘密文書等を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 5 乙は、第12条、第16条、第30条、第41条第3項、第42条第3項、第52条、第54条第3項又は第57条第3項の規定により本件契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。
- 6 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令（枚方市の条例等を含む）の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取扱うものとする。
- 7 甲は、乙が本事業を行うにつき、取扱っている個人情報の種類及びその保護状況について、随時に調査することができる。
- 8 甲は、乙の、個人情報の取扱いが不適切であると認めるときは、勧告を行うことができるものとし、乙は甲の勧告に直ちに従うものとする。

（著作権等）

- 第84条 甲は、乙から本事業に関して甲に提出される書類等のうち、乙のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は、乙に属することを認める。
- 2 甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容を無断及び無償で使用できるものとする。
 - 3 乙は、本事業に関して甲に提出される書類等が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。
 - 4 乙は、本事業に関して甲に提出される書類等が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 甲及び乙は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

（特許権等）

- 第85条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、当該第三者から承諾を得たうえでこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が発生した場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。

- 2 前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が甲に代わってこれを履行するものとする。

(付保すべき保険等)

第86条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社との間で、甲の承諾する、対象設備に関する別紙12の1及び2に記載する内容の保険契約を、第46条に基づく対象設備の供用開始日までに締結し、甲に対し当該保険証券を呈示するとともに、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 乙は、別紙12の1及び2に各々定める保険期間中、前項の損害保険契約を維持しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら損害保険契約を締結することができる。この場合、甲は乙に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第1項の場合は乙、第3項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 別紙12の1及び2に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、甲が負担すべき追加費用又は損害があるときは、その額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

(融資機関との協議)

第87条 甲は、乙からの要請があった場合には、融資機関との間において、甲が本件契約に基づき乙に損害賠償を請求し若しくは本件契約を終了させる際の融資機関への事前通知又は協議に関する事項等につき協議し定めるものとする。

(遅延損害金)

第88条 甲又は乙が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、本契約に別途定めのない限り、未払い額につき、遅延日数に応じ、枚方市契約規則第64条に従い計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

第14章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第89条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、

催告、要請、契約終了告知及び解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2 本件契約上の期間の定めは、民法及び会社法が規定するところによるものとする。

(準拠法)

第90条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第91条 本件契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(仮契約)

第92条 この契約は、仮契約とし、甲及び乙は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定による議会の議決を得たときに、本契約としての効力が生じるものとする。

2 甲の議会の議決が得られなかった場合においても、乙は、甲に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

(定めのない事項等)

第93条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙 1 対象校

対象校一覧

No.	学校名	所在地
1	枚方小学校	枚方市枚方上之町 9 番 21 号
2	枚方第二小学校	枚方市田宮本町 11 番 1 号
3	蹉 跎 小学校	枚方市北中振 2 丁目 11 番 21 号
4	香里小学校	枚方市香里ヶ丘 10 丁目 5 番地の 2
5	五常小学校	枚方市香里ヶ丘 6 丁目 9 番地
6	開成小学校	枚方市香里ヶ丘 2 丁目 5 番地
7	山田小学校	枚方市甲斐田町 1 番 27 号
8	明倫小学校	枚方市中宮西之町 10 番 6 号
9	殿山第一小学校	枚方市上野 1 丁目 6 番 5 号
10	殿山第二小学校	枚方市養父丘 2 丁目 7 番 53 号
11	樟葉小学校	枚方市南楠葉 2 丁目 40 番 6 号
12	津田小学校	枚方市津田西町 1 丁目 33 番 1 号
13	菅原小学校	枚方市藤阪中町 13 番 1 号
14	氷室小学校	枚方市尊延寺 3 丁目 1 番 38 号
15	桜丘小学校	枚方市村野本町 30 番 1 号
16	春日小学校	枚方市高田 2 丁目 15 番 10 号
17	高陵小学校	枚方市御殿山南町 2 番 2 号
18	山之上小学校	枚方市山之上 1 丁目 32 番 1 号
19	牧野小学校	枚方市上島東町 4 番 18 号
20	交北小学校	枚方市交北 2 丁目 30 番 5 号
21	香陽小学校	枚方市香里ヶ丘 11 丁目 36 番 1 号
22	招提小学校	枚方市招提東町 2 丁目 2 番 8 号
23	中宮小学校	枚方市中宮山戸町 22 番 3 号
24	小倉小学校	枚方市小倉町 29 番 1 号
25	樟葉南小学校	枚方市楠葉美咲 1 丁目 25 番 1 号
26	磯島小学校	枚方市磯島北町 3 番 1 号
27	蹉 跎 西小学校	枚方市出口 6 丁目 20 番 1 号
28	樟葉西小学校	枚方市楠葉並木 1 丁目 11 番 1 号
29	田口山小学校	枚方市田口山 3 丁目 10 番 1 号
30	西牧野小学校	枚方市西牧野 2 丁目 1 番 1 号
31	川越小学校	枚方市釈尊寺町 30 番 1 号
32	蹉 跎 東小学校	枚方市翠香園町 30 番 1 号
33	桜丘北小学校	枚方市星丘 4 丁目 31 番 1 号
34	樟葉北小学校	枚方市楠葉野田 3 丁目 13 番 1 号
35	津田南小学校	枚方市津田西町 3 丁目 10 番 1 号
36	船橋小学校	枚方市東山 1 丁目 68 番地
37	中宮北小学校	枚方市中宮北町 4 番 1 号

No.	学校名	所在地
38	山田東小学校	枚方市田口3丁目16番1号
39	菅原東小学校	枚方市藤阪東町3丁目10番1号
40	藤阪小学校	枚方市藤阪南町1丁目40番1号
41	平野小学校	枚方市招提中町1丁目53番1号
42	東香里小学校	枚方市東香里南町44番1号
43	長尾小学校	枚方市長尾北町3丁目3番2号
44	伊加賀小学校	枚方市伊加賀西町53番1号
45	西長尾小学校	枚方市長尾西町2丁目45番1号
46	第一中学校	枚方市渚東町2番1号
47	第二中学校	枚方市香里園東之町20番26号
48	第三中学校(注)	枚方市養父東町1番5号
49	第四中学校	枚方市香里ヶ丘5丁目3番地の2
50	津田中学校	枚方市津田北町1丁目32番1号
51	枚方中学校	枚方市西田宮町19番1号
52	中宮中学校	枚方市堂山1丁目2番6号
53	招提中学校	枚方市招提東町2丁目1番12号
54	楠葉中学校	枚方市楠葉丘2丁目12番1号
55	東香里中学校	枚方市東香里3丁目37番1号
56	楠葉西中学校	枚方市西船橋2丁目43番1号
57	長尾中学校	枚方市長尾北町3丁目3番1号
58	杉中学校	枚方市杉4丁目1番1号
59	山田中学校	枚方市交北2丁目28番1号
60	渚西中学校	枚方市渚西3丁目25番1号
61	桜丘中学校	枚方市桜丘町65番1号
62	蹠 跫 中学校	枚方市出口5丁目40番1号
63	招提北中学校	枚方市招提北町2丁目35番1号
64	長尾西中学校	枚方市長尾谷町1丁目73番地の1
65	枚方幼稚園	枚方市枚方上之町11番16号
66	香里幼稚園	枚方市香里ヶ丘10丁目5番地の2
67	樟葉幼稚園	枚方市南楠葉2丁目40番38号
68	高陵幼稚園	枚方市御殿山南町2番5号
69	殿山第二幼稚園	枚方市養父丘2丁目7番52号
70	蹠 跫 幼稚園	枚方市東中振2丁目1783番地の1
71	桜丘幼稚園	枚方市桜丘町72番8号
72	津田幼稚園	枚方市津田西町1丁目34番1号
73	樟葉南幼稚園	枚方市楠葉美咲1丁目25番5号
74	蹠 跫 西幼稚園	枚方市出口6丁目20番5号
75	田口山幼稚園	枚方市田口山3丁目10番2号

(注) No.48 第三中学校については、環境学習企画支援等の内、学校版環境マネジメントシステムに対する支援業務及び環境学習会等の開催支援業務のみを行うものとする。

耐震補強事業等実施予定一覧

平成 20 年度耐震補強事業予定		平成 21 年度改築事業及び 耐震補強事業予定	
学校園名	区分	学校園名	区分
樟葉西小学校	校舎棟耐震	枚方第二小学校	教室棟改築
蹉跎西小学校	校舎棟耐震	第二中学校	校舎棟耐震
田口山小学校	校舎棟耐震	第四中学校	校舎棟耐震
西牧野小学校	校舎棟耐震	津田中学校	校舎棟耐震
川越小学校	校舎棟耐震	枚方中学校	校舎棟耐震
蹉跎東小学校	校舎棟耐震	中宮中学校	校舎棟耐震
桜丘北小学校	校舎棟耐震	招提中学校	校舎棟耐震
樟葉北小学校	校舎棟耐震	楠葉中学校	校舎棟耐震
津田南小学校	校舎棟耐震	東香里中学校	校舎棟耐震
船橋小学校	校舎棟耐震	楠葉西中学校	校舎棟耐震
菅原東小学校	校舎棟耐震	長尾中学校	校舎棟耐震
中宮北小学校	校舎棟耐震		
山田東小学校	校舎棟耐震		
藤阪小学校	校舎棟耐震		
平野小学校	校舎棟耐震		
枚方幼稚園	園舎棟耐震		
第一中学校	校舎棟耐震		

別紙 2 事業日程表

(事業者により下記内容について詳細を記載のこと。)

事業契約締結	市議会の議決があった日
設計及び施工期間	事業契約締結日～平成 21 年 2 月 28 日
対象設備の引渡し・所有権の移転及び供用開始日	空気調和設備 : 平成 21 年 2 月 28 日 緑のじゅうたん : 平成 21 年 2 月 28 日 緑のカーテン : 平成 20 年 8 月 31 日 植樹 : 平成 20 年 11 月 30 日
空気調和設備の維持管理期間 (既存施設も含む)	平成 21 年 3 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
緑のじゅうたんの維持管理期間 2～3ヶ月間程度の養生を含む	平成 20 年 12 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
緑のカーテンの維持管理期間	平成 20 年 9 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
環境学習企画支援等の運営期間	事業契約締結日～平成 33 年 3 月 31 日
自家用電気工作物の保安全管理期間	平成 20 年 7 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
事業期間の満了	平成 33 年 3 月 31 日

枚方第二小学校の一部校舎については、平成 20 年 10 月～平成 21 年 8 月の間で改築工事を予定していることから、この期間内で空気調和設備の整備すること。

緑のじゅうたんに関し、平成 20 年度耐震補強工事を予定している 26 校については、耐震補強工事終了後の秋季から実施になる場合がある。。また、緑のカーテンに関し、ネット等の撤去時期については 11 月頃を予定しているが、耐震補強工事の関係により調整が必要となる場合がある。

別紙 3 提出書類

提出書類設計図書、完成図書

・乙より対象校毎に甲へ提出する書類について規定する。

1. 設計業務
2. 施工業務
3. 工事監理業務

契約後、下記ホームページアドレスに記載する枚方市の標準的な提出資料をもとに、甲と乙の協議のうえ、甲が決定する。決定後は、乙により提出書類リストを当該別紙に記載するものとする。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/freepage/gyousei/ken-kan/work/yousiki.htm>

< 必須資料 >

種類	部数	備考
施工図	1	
工事写真	1	
完成図	各 2	対象校別青焼製本 (A2 版 2 つ折り製本)
	1	CAD データ
関係官庁届出書類	1	A4 版
機器性能試験報告書	2	A4 版
機器取扱説明書	各 2	対象校別 A4 版

別紙 4 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

1. 対象設備の引渡し前

対象設備の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な追加費用又は損害については、第 10 章に規定する対価のうち初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、対象設備の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙 12 の 1 (乙らに付保が義務付けられている保険) に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

2. 対象設備の引渡し後

対象設備の引渡し後に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に乙に発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理運営費相当額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該年度の維持管理運営費相当額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、別紙 13 の 1 (乙らに付保が義務付けられている保険) に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

別紙5 年間事業計画書及び年間収支予算

- ・年間事業計画書及び年間収支予算の掲載項目、書式等について規定する。

契約後、甲と乙の協議のうえ、甲が決定する。各別紙について決定後は、別紙を速やかに本件契約に添付するものとする。

別紙6 半期業務報告書

- ・半期業務報告書の掲載項目、書式等について規定する。

契約後、甲と乙の協議のうえ、甲が決定する。各別紙について決定後は、別紙を速やかに本件契約に添付するものとする。

別紙7 年間業務報告書

- ・年間業務報告書の掲載項目、書式等について規定する。

契約後、甲と乙の協議のうえ、甲が決定する。各別紙について決定後は、別紙を速やかに本件契約に添付するものとする。

別紙 8 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

空気調和設備の性能及び対象設備等の維持管理業務並びに市の指定する運營業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続きは、次のとおりとする。

1 空気調和設備の性能及び対象設備等の維持管理業並びに市の指定する運營業務に関するモニタリングの方法

空気調和設備の性能及び第 7 章に規定する乙の対象設備等の維持管理業務並びに市の指定する運營業務に関して、提案内容、提案水準を充たすことを確認するために、以下のとおりモニタリングを行うものとする。

(1) 定期モニタリング

甲は、次の ないし のとおり、乙が提出する半期業務報告書及び年間業務報告書の検証等を行うほか、必要に応じて、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

なお、定期モニタリングの項目、手順等については乙と協議の上で、甲がモニタリングの実施日までに決定するものとする。また、甲は、乙の提出する年間業務計画書の確認後、乙と協議の上、甲の決定により定期モニタリングの項目を変更することができる。この場合、甲は当該年度の 5 月 31 日までに変更内容を決定し、乙に通知するものとする。

半期業務報告書の確認

乙が毎年度、上期及び下期における各期間の満了後に提出する半期業務報告書に記載の内容の確認をもって行う。具体的には、当該年度の年間業務計画書と、半期業務報告書を照らし合わせ、年間業務計画書に記載された内容の通りに業務が遂行されたかどうかを検証する。

年間業務報告書の確認

乙が毎年度、事業年度の満了後に提出する年間業務報告書に記載の内容の確認をもって行う。具体的には、当該年度の年間業務計画書と、年間業務報告書を照らし合わせ、年間業務計画書に記載された内容の通りに業務が遂行されたかどうかを検証する。

その他の方法による確認

乙と協議の上、甲が決定する方法に基づき、定期的にモニタリングを実施する。上記の定期モニタリングとして行う項目は、以下のものとする。(項目ごとの詳

細は、乙と協議の上で、甲が定める。）

定期モニタリング項目	確認対象			モニタリング区分			備考
	空気調和設備の性能	対象設備等の維持管理業務	市の指定する運営業務	業務実績報告書の確認	年間業務報告書の確認	その他の方法による確認	
温度							
稼動時間							
稼働日数							
エネルギー使用量（学校毎）							
エネルギー使用量（教室毎）							
保守点検							(検印による確認)
その他、維持管理履歴							
故障等の発生回数と履歴							(文書記録)
空気調和設備の稼動状況、エネルギー使用量等の分析による改善策の検討							分析及び改善策提案の状況（文書記録：「分析報告書」を作成）
修繕等の対策の状況							故障等原因の調査及び修繕の状況、及び当該調査・修繕業務にかかった期間（文書記録：故障場合は「対応報告書」を作成）
適正化に関する指導の状況							甲又は対象校からの質問等の連絡回数と、それに対する回答状況（文書記録）

(2) 随時モニタリング

甲は必要と認めるときは、随時にモニタリングを実施するものとする。

(3) 説明要求及び立会い

甲は、第7章に定める対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務

について、維持管理業務及び運営業務期間中、乙に事前に通知した上で、乙に対して説明を求め、又はその維持管理・運営状況を立会いの上、確認することができる。乙は、当該説明及び確認の実施につき甲に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、乙による維持管理・運営状況が、乙の提案水準を達成していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙は随時、対応状況を甲に対して報告しなければならない。

甲は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、第7章に定める維持管理業務及び運営業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

2 提案内容及び提案水準を満たしていない場合の措置

(1) 空気調和設備の性能が、提案内容及び提案水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、空気調和設備の性能について、事業者提案書類に記載されている内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は是正期間を定めて乙に是正を指示する。また、甲は、乙に対して支払う対価を後述「3 減額の方法」の規定に従って減額することができる。

空気調和設備の性能について、事業者提案書類に記載されている内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、かつその事由が瑕疵又は事業者の責めに帰すべき事由によるものであることが判明した場合で、かつ前号(号)に定める対価の減額分を超える損害が甲に発生する場合、甲は損害のうちの超過部分に相当する部分について、乙に損害賠償請求することができる。

(2) 対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運営業務が規定の水準を満たしていない場合の措置

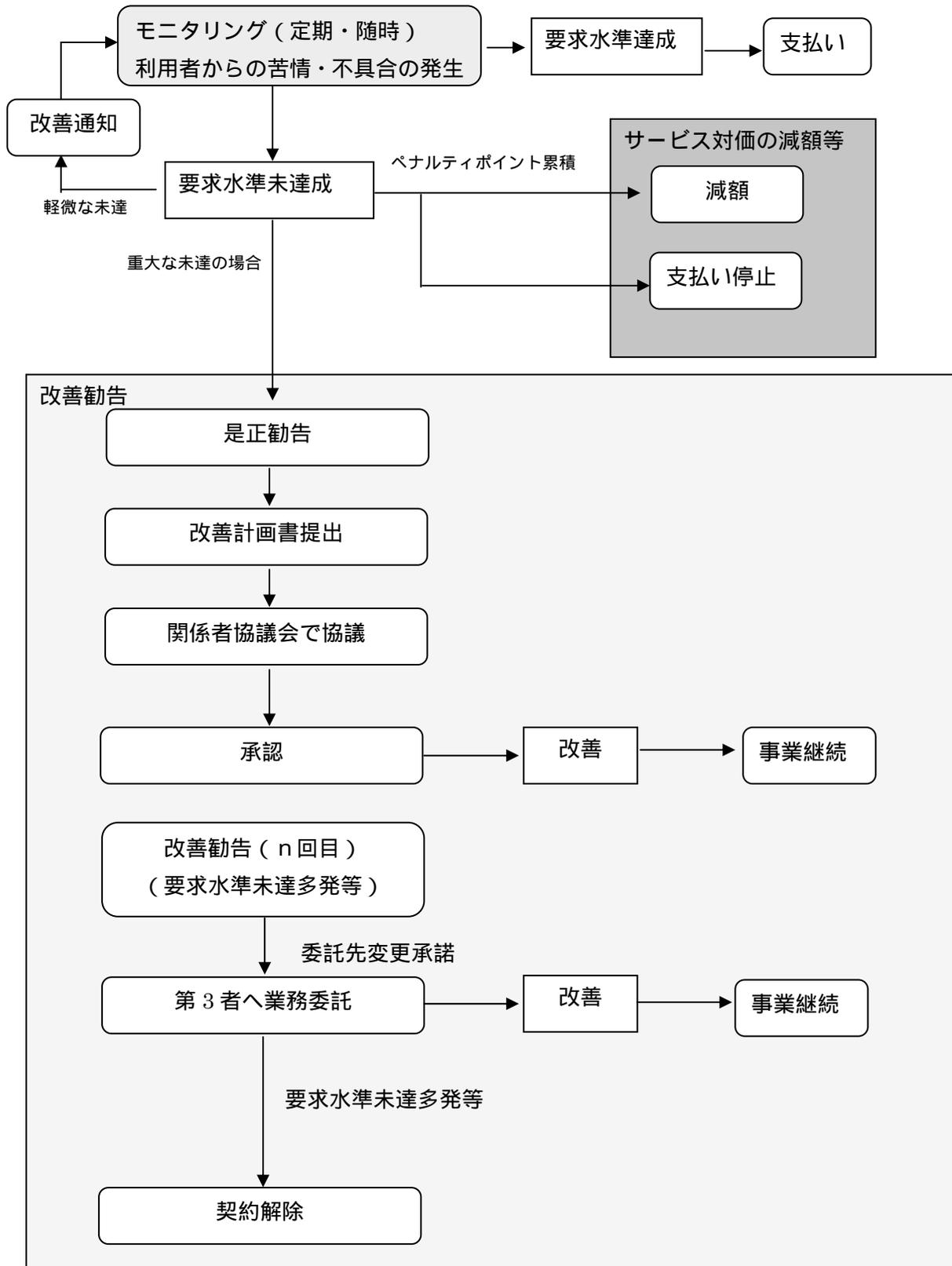
モニタリングの結果、乙の維持管理業務及び運営業務の状況が年間事業計画書、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、並びに事業者提案書類の内容及び水準を客観的に逸脱していることが判明した場合は、甲は是正期間を定めて乙に是正を指示する。また、甲は乙に対して支払う対価を後述「3 減額の方法」の規定に従って減額することができる。

維持管理業務及び運営業務期間を通じ、同一の対象業務において2回の減額措置を経た後、更に業務不履行(減額ポイントの発生)があった場合、

甲は、乙と協議の上、対象業務を行うものを変更させることがある。なお、対価の支払い対象期間の途中に対象業務を行う者を変更しても、期間中の減額ポイントが、減額が行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。

対象業務を行う者の変更後も対象業務の改善が認められず、対価の支払いの減額措置が行われる場合、又は対象業務を行うものの変更に応じない場合で3か月を経過した場合、甲は契約の全部又は一部を解除できる。なお、対価の支払期間のうち、対象業務を行う者が変更した後の期間のみで減額が行われる基準に達した場合も当然に解除することができる。

【モニタリングフロー】



3 減額の方法

(1) 「2」「(1)」の場合

減額の対象となる事態

空気調和設備の性能が事業者提案書類に記載されている内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在すると確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、6ヶ月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、初期費用相当額の1/26に一定の割合をかけて算出する金額を減額する。

空気調和設備の性能が事業者提案書類に記載されている内容又は提案水準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは、以下に示すア)又はイ)の事態をいう。

ア) 空気調和設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 空気調和設備が故障等により稼働しない。
- ・ 空気調和設備の安全上の問題(例えば、空気調和設備の室内機の落下の危険性が明らかに生じている、冷媒等の漏洩等が発生している等)や著しい性能劣化(例えば、教育活動に重大な影響が生じている、空気調和設備の運用によって大きな騒音が発生する、等)のために使用することができない。

イ) 空気調和設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 空気調和設備を稼働させるにも関わらず、要求水準に示された運用室内温度に達しない。(ただし外気条件を考慮するものとする。)
- ・ 空気調和設備の単位時間当たりの使用エネルギー量(燃費)が、事業者の提案する水準から乖離した状態が連続的又は断続的に発生する。

減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。甲は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

減額の対象となる事態	減額ポイント
空気調和設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合	1日、1教室あたり10ポイント
空気調和設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合	1日、1教室あたり1ポイント

減額の対象となる事態の確認日を起算とし、当該の事態の是正の改善が確認さ

れるまで、1日毎の減額ポイントを加算するものとする。

減額の対象となる事態が複数教室または複数校にわたり確認される場合は、減額の対象となる各事態の確認日を起算とし、当該事態の是正の改善が確認されるまで、1日毎の減額ポイントを加算したものを、教室毎に積算するものとする。

減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる上記の「3 (1) ア)又はイ)」の状態が認められたとしても、以下のア)又はイ)に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

ア) やむを得ない事由により上記の「3 (1) ア)又はイ)」の状態が生じた場合で、かつ、事前に甲に連絡があった場合。

イ) 明らかに乙の責めに帰さない事由によって「3 (1) ア)又はイ)」の状態が生じた場合

減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、乙に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、6ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、初期費用相当額の1/26に下表にしたがって定める減額割合をかけて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期の支払額を乙に通知する。

6ヶ月分の減額ポイント 合計	対象業務の対価の減額割合 (6ヶ月分の減額ポイント合計をXとする)
60,001～	100%減額
12,001～60,000	(X/600-10.0)%減額 [10%～90%の減額]
601～12,000	(X/1,200-0.5)%減額 [0%～10%の減額]
0～600	0% [減額なし]

1%未満は四捨五入

(2) 「2」「(2)」の場合

減額の対象となる事態

対象設備等の維持管理業務及び市の指定する運營業務が年間事業計画書、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、並びに事業者提案書類の内容及び水準を客観的に逸脱していると確認された場合には、減額ポイントを加算する。

その減額ポイントの加算の後、6ヶ月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、全期間の維持管理運営費相当額の総額の1/26に一定の割合をかけて算出する金額を減額する。

対象設備の性能が年間事業計画書、本件契約、入札説明書等、入札説明書等への回答、並びに事業者提案書類の内容及び水準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは、以下に示すア)又はイ)の事態をいう。

ア) 対象設備等の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 乙の維持管理及び運営の不履行等に起因する人身事故が発生する。
- ・ 乙が故意に業務を放棄する。
- ・ 乙が甲に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。
- ・ 乙が甲と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。
- ・ 乙が事業契約に基づき行う甲からの指導・指示に従わない。
- ・ 乙が、対象設備が使用不能または提案水準と比べ著しく機能が低下する状況または乙の維持管理及び運営の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず甲への報告を行わない、または故意に遅滞する。
- ・ 乙が業務実施状況の確認の上での重要書類(帳簿、クレーム対応記録等)を紛失・改ざんする。
- ・ 乙の提出する財務書類に不備がある。

イ) 対象設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 乙による業務の怠慢が認められる。
- ・ 乙が連絡業務を遅滞する。
- ・ 乙が諸届、報告書の処理を遅滞する。
- ・ 乙のクレーム処理に不備がある。
- ・ 乙の業務実施状況の確認の上での重要書類(帳簿、クレーム対応記録等)の管理不行届きが認められる

減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。甲は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

減額の対象となる事態	減額ポイント
対象設備等の利用に当たり、明らかに重	各項目について10ポイント

大な支障がある場合	
対象設備等の利用に当たり、明らかに支障がある場合	各項目について1ポイント

また、継続的に発生する場合は、一定の期間の経過後、再度減額ポイントを加算する。期間については、減額ポイントを加算する事項の発生した際に、その状況に応じて甲が定め、乙に通知するものとする。

減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる上記の「3(2) ア)又はイ)」の状態を認められたとしても、以下のア)又はイ)に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

ア) やむを得ない事由により上記の「3(2) ア)又はイ)」の状態が生じた場合で、かつ、事前に甲に連絡があった場合。

イ) 明らかに乙の責めに帰さない事由によって「3(2) ア)又はイ)」の状態が生じた場合

減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、乙に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、6ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、全期間の維持管理運営費相当額の総額の1/26に下表にしたがって定める減額割合をかけて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期の支払額を乙に通知する。

6ヶ月分の減額ポイント 合計	対象業務の対価の減額割合 (6ヶ月分の減額ポイント合計をXとする)
101～	100%減額
51～100	(1.5X-54.0)%減額 [22%～96%の減額]
10～50	(0.5X-4.0)%減額 [1%～21%の減額]
0～9	0% [減額なし]

1%未満は四捨五入

別紙9 支払金額等

1 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金 円

ただし、設計変更による初期費用相当額及び維持管理運営費相当額の増減額や初期費用相当額のうち一括支払分の金額の増額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、甲乙協議のうえ、変更することがある。

初期費用相当額 円

うち一括支払分	円
うち上記一括支払分に係る消費税及び地方消費税	円
うち割賦元本分	円
うち上記割賦元本分に係る消費税及び地方消費税	円
うち割賦手数料分合計（非課税）	円

維持管理運営費相当額 円

うち維持管理運営費	円
うち上記維持管理運営費に係る消費税及び地方消費税	円

2 支払時期及び支払金額並びにその内訳

初期費用相当額及び維持管理運営費相当額並びにこれに係る消費税及び地方消費税は、乙が、第65条所定の請求手続を行うことを条件として支払う。

(1) 初期費用相当額の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額			
		うち 割賦元本	うち 割賦手数料 (非課税)	うち 割賦元本に 係る消費税 及び地方消 費税
一括支払分				
平成20年度分				
平成21年度分				
...				
平成32年度分				

(2) 維持管理運営費相当額の各期支払金額

支払対象期	各期の支払総額		
		うち 維持管理運営費	うち 維持管理運営費に 係る消費税及び地 方消費税
平成20年度分			
平成21年度分			
…			
平成32年度分			

別紙 10 初期費用相当額の対価の決定方法

1. 対象となる費用

初期費用相当額の中の割賦手数料

2. 決定時期

基準日は平成 20 年 1 月 31 日（第 1 回基準日）とし、以降の基準日は 5 年後の平成 25 年 1 月 31 日（第 2 回基準日）、その 5 年後の平成 30 年 1 月 31 日（第 3 回基準日）とする。

ただし、基準日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日を基準日とする。

3. 決定方法

割賦手数料は、第 1 回基準日及び第 2 回基準日については、基準日の午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 月 LIBOR ベース 5 年物(円/円)金利スワップレートを基準金利とし、基準金利に乙が入札時に提案したスプレッドを加えた合計利率により算定する。

割賦手数料は、第 3 回基準日については、基準日の午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 月 LIBOR ベース 3 年物(円/円)金利スワップレートを基準金利とし、基準金利に乙が入札時に提案したスプレッドを加えた合計利率により算定する。

別紙 1 1 維持管理運営費相当額の改定方法

1. 対象となる費用

維持管理運営費相当額

2. 改定時期

毎年度の支払い時とする。

3. 改定方法

平成N年度の維持管理運営費相当額の支払額は、物価変動のうち改定率（価格指数比から1を控除した率とする）の絶対値が3.0%を超えた部分について勘案し、次の算式に従って、改定を行うものとする。

$$P_n = P_{n-1} \times C S P I_n / C S P I_x$$

P_n : 平成N年度の維持管理運営費相当額の支払額（改定後の支払額）

P_{n-1} : 改定前の維持管理運営費相当額の支払額

$C S P I_x$: 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の平成X年度平均値（前回改定時の指標）

$C S P I_N$: 平成N年度の指標

別紙12の1 乙らに付保が義務づけられている保険契約

1. 設備工事期間中の保険

- ・ 設備工事保険
- ・ 第三者損害責任保険

2. 維持管理運営期間中の保険

- ・ 第三者損害責任保険

保険契約の詳細については、事業者提案書類から転記し、保険金額等については、提案に応じて契約までに決定するものとする。

別紙 12 の 2 乙の提案により任意に付保される保険契約

- ・ 事業者提案書類のうち、保険契約の内容を転記する。

提案に応じて契約までに決定するものとする。

別紙 13 保証書

保証書(案)

(あて先)(枚方市長)様

〔施工業務を担当する企業〕(以下「保証人」という。)は、枚方市学習環境整備 PFI 事業(以下「本事業」という。)に関連して、PFI 事業者が枚方市との間で締結した平成 年月 日付「枚方市学習環境整備 PFI 事業事業契約」(以下「事業契約」という。)に基づいて、PFI 事業者が枚方市に対して負担する本保証書第 1 条に規定する債務(以下「主債務」という。)を、PFI 事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)

なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定めるものと同様の意味を有する。

第 1 条(保証)

保証人は、事業契約書第 42 条に規定する PFI 事業者の債務を保証する。

第 2 条(保証債務の履行の請求)

- 1 枚方市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、枚方市が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した場合は、受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。枚方市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定する。
- 3 前項に規定にかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

第 3 条(求償権の行使)

保証人は、事業契約に基づく PFI 事業者の債務がすべて履行されるまでは、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利を行使することができない。

第 4 条(終了及び解約)

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づく PFI 事業者の債務が終了又は消滅した場合は、終了する。

第5条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6条（準拠法）

本保証は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を枚方市に差し入れ
1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人：所在地

商号又は名称

代表者氏名

別紙 1 4 自家用電気工作物の保安管理業務に係る契約書（案）

保安管理業務委託契約書

委託者（甲） 〔PFI 事業者〕

受託者（乙）

甲と乙とは、甲が設置する次の事業場における自家用電気工作物の保安管理に関する業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、下記に掲げる条項のとおり契約します。

事業場名	枚方市立枚方小学校他 箇所 別紙 の通り
所在地	別紙 の通り
設備容量	別紙 の通り

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自 1 通を保管するものとします。

平成 年 月 日

甲

乙

記

（業務の委託）

第 1 条 甲は、甲の設置する頭書の事業場における自家用電気工作物について、その保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（委託業務の内容）

第 2 条 甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第 4 3 条第 1 項に定める甲の設置する自家用電機工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は甲の保安規程に基づいてこの契約に定める範囲の業務を実施するものとし、その細目は別紙 のとおりとします。

2 前項の定めにより甲が乙に委託した業務以外の日常巡視、点検等の業務については、

甲が保安の責を有するものとし、甲の保安規程に基づいて甲が実施するものとし、

3 甲は、第1項の業務以外に、低圧電路の常時監視業務を乙に委託するものとし、その細目は別紙のとおりとします。

(委託手数料)

第3条 委託手数料及び支払い条件は別紙4のとおりとします。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日にまでとします。

(甲及び乙の協力義務)

第5条 甲は、乙の保安管理業務の実施にあたり甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、又、乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとし、

2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとし、

3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとし、

(連絡責任者等)

第6条 甲は、枚方市の保安規程に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名するものとし、又、甲は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとし、

なお、設備容量が6000kVA以上となる場合の連絡責任者は、電気事業法第43条第2項に基づく関係法令の要件に適合することによって、その許可を受け得る者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとし、

2 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとし、

(保安業務担当者の資格等)

第7条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」といいます。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、

2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、提示することとし、

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下、「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとし、

4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとし、

5 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を定め、乙の事業者への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせし、乙は面接等により本人の確認を行なうこととし、

なお、保安業務担当者等の変更の場合にあっても同様とします。

6 甲は乙の事業所への連絡方法を確認し、第2項の証明書並びに第5項及び第6項の通知書等により、本人確認をすることとします。

(記録の保存)

第8条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとします。

(電気工作物の設置又は変更)

第9条 甲は、その自家用電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとします。

2 前項の自家用電気工作物の新たな設置又は変更により、この契約の変更を必要とするときは、甲乙協議して措置するものとします。

(甲の通知義務)

第10条 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 代表者の変更並びに譲渡等による権利義務の承継
- (2) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定又は変更。発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更
- (4) 電気事故
- (5) その他乙の保安管理業務実施の上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

(不安全施設に関する措置等)

第11条 甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めるものとします。

2 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等について、甲の負担にて改修するものとします。

(契約の失効)

第12条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失うものとします。

- (1) 外部委託承認申請の承認が得られないとき、又は承認が取消となったとき
- (2) 発電所出力が1000kW以上又は需要設備の受電電圧が7000Vを超えるものとなったとき
- (3) 発電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき
- (4) この契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となったとき
- (5) この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき
- (6) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となったとき

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除できるものとします。

- (1) 甲又は乙が、この契約の定める事項を遵守しないとき

- (2) 甲がこの契約の第11条に定める事項について誠意をもって実施しないとき
- 2 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は、何らの催告なく、この契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- (1) 支払の停止があったとき、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき若しくはこれらの申立てが第三者によりなされたとき、清算手続が開始したとき、又は任意整理の手続に着手したとき。
- (3) 振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき、又は、公租公課を滞納して、督促を受けて1か月以上滞納金の支払しないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
- (5) 甲又は乙の責めに帰すべき理由により、この契約の履行が不能となったとき。
- (6) 甲又は乙の信用状態が著しく悪化したとき、又はそのおそれがあると相手方が認めるべき相当の理由があるとき。
- (7) 甲と枚方市との間の枚方市学習環境整備PFI事業 事業契約が全部解除されたとき、または、同契約のうち、この契約の対象である保安管理業務に関する部分が解除されたとき。

3 前2項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

(損害賠償)

第14条 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。乙の責に帰することのできない事由による場合は、乙は責任を負いません。

(その他)

第15条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

以 上

[別紙]

- * 事業場名、所在地及び設備容量等を記載のこと。
- * 設備容量は、配布資料に基づく既存設備容量となる。本事業の実施により容量が変更になった際は、その変更後の設備容量となる。

保安管理業務の細目

1. 甲の保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げる通りとし、その結果について甲に報告するとともに経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規程に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連携がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

 - (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験
 - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」といいます。）
 - (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての精密試験
 - (4) 要求水準書に記載する保安管理業務内容

2. 前項第2号に定める定期点検の種類及び回数は、別紙1の事業場ごとに、要求水準書に記載する点検の種類に基づき別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとします。

3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 年次点検は、契約開始後毎年1回実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
 - (2) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
 - (3) 点検・測定試験のうち、印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって実施しない場合があります。
 - (4) 点検・測定試験のための執務時間は、別表の各項目についての点検・測定試験を実施し、かつ、その結果とるべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とします。

3. 電気使用場所の設備について、甲の企業秘密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立入り出来ない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとします。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要を認めるときは、甲は乙の立入りについて措置するものとします。

5. 次の各号に該当する電気工作物についての点検、測定試験は、甲が専門業者等に依頼して実施し、その結果を乙に通知するものとします。

- (1) 漏電火災警報機、昇降設備のように、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱に高度の専門技術を要するもの
- (2) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに附属する電線
- (3) 密閉防爆機器、その他密閉されているため構造上点検できない機器の内部
- (4) ネオンサインの管灯回路の配線のように設置場所の関係から容易に点検できないもの
- (5) 設置場所への立ち入りに危険を伴う場合の電気設備、機器
- (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路

6. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要のつど行います。

- (1) 法令に定める官庁検査の立会い
- (2) その他乙がこの契約を履行するために必要な事項

以上

巡視・点検・測定試験基準

[別表]

電気工作物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検		
		絶縁抵抗測定		
	遮断機・開閉器類	外観点検		
		絶縁抵抗測定		
		継電器との連動動作試験		
		絶縁油試験		
		内部点検		
	母線・断路器 計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検		
		絶縁抵抗測定		
	変圧器	外観点検		
		絶縁抵抗測定		
		絶縁油試験		
		内部点検		
	配電盤・制御回路	外観点検		
		絶縁抵抗測定		
		保護継電器の動作特性試験		
		計器校正・シーケンス試験		
	充電装置・蓄電池	外観点検		
充電装置機能点検				
各電池の比重・液温・電圧測定				
接地装置	外観点検			
	接地抵抗測定			
電気使用場所の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検		
		絶縁抵抗測定		
		接地抵抗測定		
	絶縁状態監視		絶縁監視装置による	

常時監視業務の細目

1 . 監視装置の設置

乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により常時監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行うものとし、

2 . 委託者の協力

甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など既存設備の利用について便宜を供するものとし、

3 . 監視装置の保全

甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に務めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとし、万一、甲の故意過失によって監視装置に損傷を与えた場合にはその損害相当額を弁済するものとし、

以 上

13年間の委託手数料及び支払い条件

1. 13年間の手数料及び支払い方法

(1) 保安管理業務手数料 円(内取引に係る消費税等相当額 円)

(2) 常時監視業務手数料 円(内取引に係る消費税等相当額 円)

(3) 特別業務手数料 円(内取引に係る消費税等相当額 円)

(注)「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法の規程により課される消費税及び地方税法の規程により課される地方消費税に相当する金額とします。

支払い方法は、別紙「委託手数料の支払いに関する覚書」によります。

2. 保安管理業務の定例業務外

次の業務は、定例業務外とし、別に手数料を申し受けます。

要求水準書に記載のない業務。

3. 勤務時間外における業務

上記に記載する手数料は、乙の業務が乙の勤務時間内に実施できることを条件とし、甲が乙の所定時間外に業務の実施を指定するときには、甲は乙が別に定める手数料を負担するものとします。

4. 特別業務

特別業務とは、年次点検と同時に行う高圧ケーブル絶縁診断及び避雷器放電試験とする。

以上